

「共済団体向けの総合的な監督指針案(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律)」に関する御意見の募集について」に対して
寄せられた御意見について

令和8年8月3日

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

「共済団体向けの総合的な監督指針案(中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律)」について、令和8年6月2日から7月1日まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を1件いただきました。(提出意見数は、意見提出者数としています。)

お寄せいただきました本件に関する御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

今回、御意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」を参考にしている理由は何か。	「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」が制定された背景 (https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001089674.pdf)を踏まえ、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」を参考にしております。
厚生労働省は、「中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行う事業協同組合または事業協同組合連合会」を事業所管大臣として所管していると認識しているが、これらの組合等に対する「監督指針」を厚生労働省は定めているのか。	御意見の内容は本件意見募集の対象外であるため、回答は差し控えさせていただきます。
適用開始日を令和8年7月8日(予定)としている理由は何か。	適用開始日については、実務上支障のない範囲内で速やかに施行することが重要であると考え、設定しております。
顧客等に対する誠実義務を定める「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」は、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害	「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の対象ではありません。

等に係る共済事業に関する法律（以下、中小労災共済法）」に基づいて認可を受けて共済事業を行う共済団体に適用されるのか。	
「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の対象ではない場合、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」と同様の文言を、「共済団体向けの総合的な監督指針」に加えるとの判断に至った理由は。	「利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務遂行」は、「中小労災共済法」の適正かつ円滑な施行を確保し、利用者保護を図る観点から、監督上の着眼点として設けたものです。 また、「中小労災共済法」の制度は、労働災害等の防止と共済制度の確立を一体的に図る独自の制度であり、広く一般大衆に向けて提供される金融サービスとは制度の目的や性質が異なるものと認識しております。なお、「中小労災共済法」第15条において、共済団体には苦情処理措置及び紛争解決措置を講ずることが義務付けられています。
「共済代理店」は、契約主体たる代理店（法人・個人）そのもののみを意味するのか、当該共済代理店の役職員等として実際に共済募集を行う者（共済募集人）も含まれるのかを示されたい。 「共済募集人」も含まれる場合、今回の「共済団体向けの総合的な監督指針」のほか、「中小労災共済法」そのものも、その用語の定義を改定すべきではないか。	「共済団体向けの総合的な監督指針」中の「共済代理店」には、契約主体たる代理店（法人・個人）そのものだけでなく、当該共済代理店の役職員等として実際に共済募集を行う者（共済募集人）も含まれます。なお、「中小労災共済法」第55条において、共済募集人とは「共済団体の社員若しくは役員（代表権を有する役員及び監事を除く。）若しくは使用人又は共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。）若しくは使用人」をいうとされています。
共済団体が「共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき」には、その旨を行政庁に届け出なければならないとされているが、当該共済代理店で共済募集を行う役職員を共済募集人として届出する必要があるのか。また、共済代理店の設置の届出以降、当該共済代理店の役職員となる等、当該共済代理店で	共済団体が「共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき」には、その旨を行政庁に届け出なければならないとされています。一方、共済募集人は共済代理店の役員または使用人等として共済募集に従事する者であり、共済募集人について個別の届出は必要とされておりません。

新たに共済募集を行うことしたい者も、別途、行政庁に届出を行う必要があるのかも法令上、明らかではない。この点は、「中小労災共済法」を改正すべきと考えるが。	
不祥事件時の検証等の管理義務を共済団体に課すことは、行政手続法第35条(行政指導の方式)が求める「行政指導の内容の明確性」の原則に反し、不当に広範な行政裁量を認めることになりかねないため、「中小労災共済法」に「共済代理店の設置」の届出と「共済募集人」との関係性を明記(明確化)する法改正を先行させるべきではないか。法改正を行わずに監督指針のみで実質的な義務付けを行うことの法的正当性について根拠を示して欲しい。	共済募集人については、法第55条において「共済団体の社員若しくは役員(代表権を有する役員及び監事を除く。)若しくは使用人又は共済代理店若しくはその役員(代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。)若しくは使用人をいう。」と定義されています。 Ⅲ－２－11「不祥事件等に対する監督上の対応」は、行政庁が共済団体の検査・監督の目的を達成するための基本的な考え方を記載したものであり、共済募集人に関する不祥事件が発生した場合の監督上の際の、着眼点を明確詳細化したものです。 なお、当該共済募集人に対する着眼点は共済団体における業務管理態勢等を確認するためのものであり、共済募集人に係る届出又は登録の有無によって左右されるものではありません。